省　令

○農林水産省令第四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

農林水産大臣　林　芳正

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ホ中「肉骨粉（牛由来の原料を原料として生産される普通肥料に限る。）又は当該肉骨粉を原料として生産される」を「牛由来の原料を原料として生産された」に、「生産される肥料の摂取を防止」を「生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防」に、「又は原料の使用」を「若しくは原料の使用又は当該疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

○国土交通省令第七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二号様式中、

「3.2.1　油性残留物（スラッジ）の焼却設備の最大能力　kW又はkcal／h（該当しないものを抹消すること。）	Incinerator for oil residues (sludge), maximum capacity ……kW or kcal／h (delete as appropriate) ……	□を□に□」
3.2.2　油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー	Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge) ……	□」
「3.2.1　油性残留物（スラッジ）の焼却設備	Incinerator for oil residues (sludge)	□
3.2.2　油性残留物（スラッジ）の焼却に適する補助ボイラー	Auxiliary boiler suitable for burning oil residues (sludge)	□」

を改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。

告　示

○農林水産省告示第千百四十五号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を次のように定める。

平成二十六年九月一日

農林水産大臣　林　芳正

肥料取締法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料又は原料の使用は、次に定めるところにより行うものとする。

一　規則第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる材料の使用は、牛由来の原料を原料として生産される肥料の生産業者（外国において本邦に輸出される肥料を業として生産する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、当該肥料を生産する際に、同号ホの農林水産大臣が指定する材料を使用することにより行うこと。

二　規則第一条第一号ホの摂取の防止に効果があると認められる原料の使用は、牛由来の原料を原料として生産される普通肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、次に掲げる方法により行うこと。

イ　動植物質以外の原料又は当該原料のみを原料とする肥料を全重量の五十パーセント以上の含有量となるよう配合する方法

ロ　当該肥料を動植物質以外の原料で被覆する方法

2　規則第一条第一号ホの疾病の発生の予防に効果があると認められる方法による原料の加工は、牛由来の原料を原料として生産される肥料の生産業者が、当該肥料を生産する際に、その牛由来の原料について次に掲げる方法のいずれかにより行うものであって、その加工の工程について農林水産大臣の確認を受けたものとする。

一　空気を遮断し、摂氏八百度以上で八時間以上加熱する方法

二　空気を流通させ、摂氏千度以上で燃焼する方法

三　摂氏千度以上で熔融する方法

四　アルカリ処理（水酸化ナトリウム溶液又は水酸化カリウム溶液と混合して摂氏八十五度以上で一時間以上行う処理で、混合後の溶液中の水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムの濃度が二・三モル毎リットル以上のものに限る。）

五　摂氏百三十三度以上及び三気圧以上で二十分間以上蒸製する方法

3　牛由来の原料を原料として生産された肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者が当該肥料を他の普通肥料（指定配合肥料を除く。）の原料として他の生産業者又は販売業者（以下「生産業者等」という。）に譲渡又は引渡し（以下「譲渡等」という。）をする場合（牛由来の原料を原料として生産された普通肥料の登録外国生産業者（当該肥料の輸入業者であるものを除く。）が当該肥料を他の普通肥料（指定配合肥料を除く。）の原料として輸入業者（当該肥料の登録外国生産業者であるものを除く。以下「特定輸入業者」という。）に譲渡等する場合を含む。）にあっては、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置として、前二項に定めるところにより行う措置（以下「摂取防止材の使用等の措置」という。）に代えて、次に定めるところにより、肥料の原料の流通行程を管理するための措置を行うことができるものとする。

一　牛由来の原料を原料として生産された肥料（摂取防止材の使用等の措置又はこの項の規定による肥料の原料の流通行程を管理するための措置が行われていないものに限る。）の生産業者又は輸入業者（肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入する場合にあっては、特定輸入業者を除く。以下「原料肥料生産業者等」という。）が、生産業者等に当該肥料の譲渡等をする場合にあっては、当該譲渡等の際に当該譲渡等を受ける生産業者等に対し、次に掲げる事項を記載した肥料原料供給管理票（以下「管理票」という。）を交付すること。

イ　氏名及び住所（法人にあっては、その名称及びその主たる事務所の所在地）

ロ　譲渡等をする肥料の種類、名称、荷姿、数量及び当該譲渡等の年月日